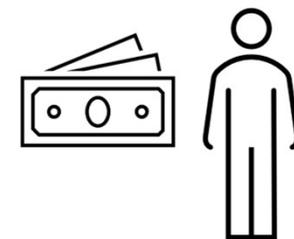


# 企業型確定拠出年金の ススメ

～採用力・定着力を上げる！？～

- 企業が掛け金を積み立てる年金制度
- 掛金の運用を従業員自ら選択できる
- 原則60歳で受給権を取得する
- 拠出した資産は、従業員が退職した後も、資金移動できる



確定拠出年金は会社が積み立てを行う制度で、従業員が自ら運用を行い、運用で利益が出た場合はその分、将来の年金額が多くなります。

60歳になった際に、年金として分割受け取りだけでなく、一時金で受け取ることもできるため、退職金制度として導入している企業も多くなっています。

# 個人型・企業型の違い

	企業型	個人型
掛金の拠出	会社	従業員
社会保険料	対象外	対象
所得税・住民税の節税	○	○
掛金上限（月額）	55,000円	23,000円
資格喪失年齢	原則60歳	60歳
企業のコスト	初期費用・月次手数料	
手数料	会社負担	個人負担
運用商品	会社が選んだ商品から選択	自分で選んだ商品から選択
投資教育	会社の実施	自分で勉強

## ■会社

- 掛金が**損金算入**できる。
- 給与の一部を拠出に回した場合に、給与の支給額が下がるため、**社会保険料が下がる場合がある**。
- 損金算入するということは、**法人税が下がる**。
- 自己破産した場合も、給付を受ける権利は**差し置さえられない**場合がある。

## ■従業員

- 社会保険料が下がる場合がある。
- 退職した場合も、個人型に移管できる。
- 退職所得として受給できる

## ■会社

- 導入までに半年はかかってしまう。
- 導入時に初期費用がかかる。
- 導入後も管理費用が発生する。
- 資産運用の教育負担がある。

## ■従業員

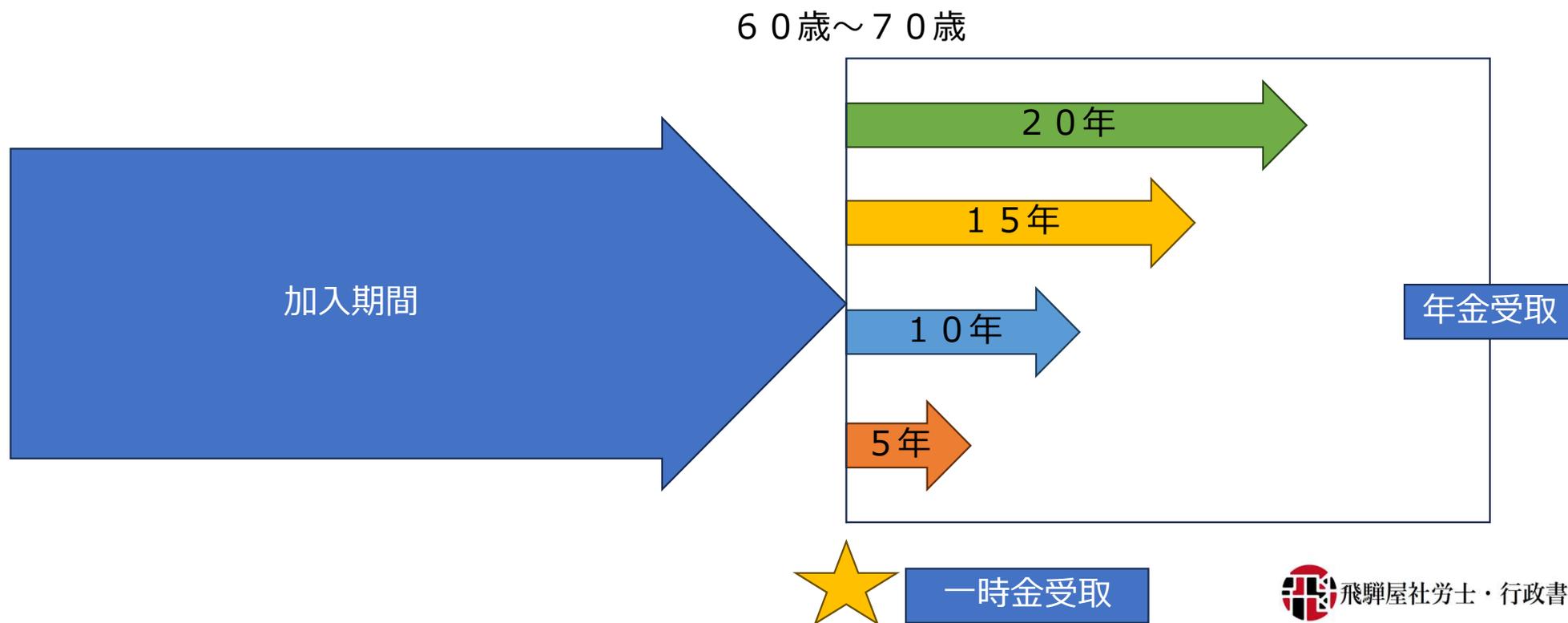
- 運用によっては原資割れがある。
- 60歳まで引き出すことができない。
- 社保等級が下がったとき、**年金受給額が下がる。**
- 退職時は移管手続きが必要

いい事ばかりではありませんが、デメリットは知っておく必要があろうかと思います。

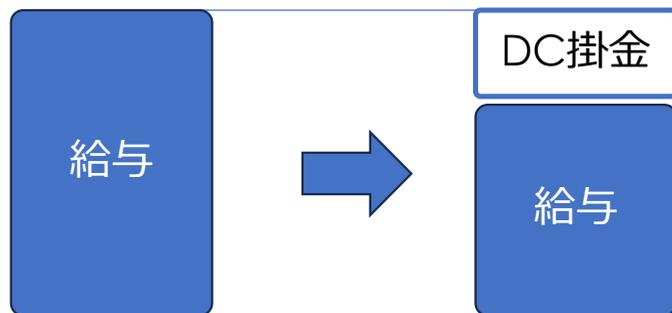


## ■ 老齢給付金

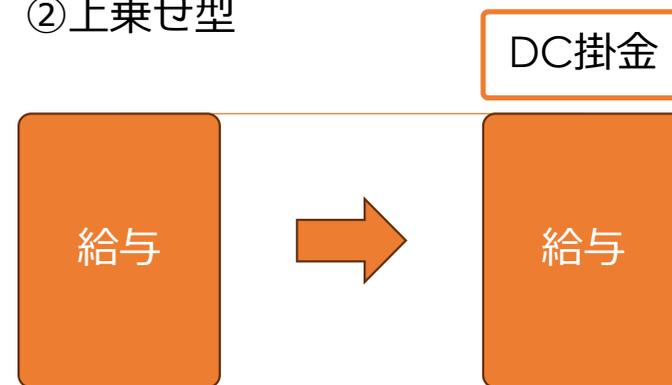
加入者の方が年金規約に定められた一定の年齢(60~70歳)に到達、  
または60歳以降に退職したことにより加入者資格を喪失すると、  
通算加入者等期間\*に応じて定められた年齢で老齢給付金を受け取ることができます。  
一時金の場合は一括で、年金受け取りの場合、受取年数は5・10・15・20年から選択できます。



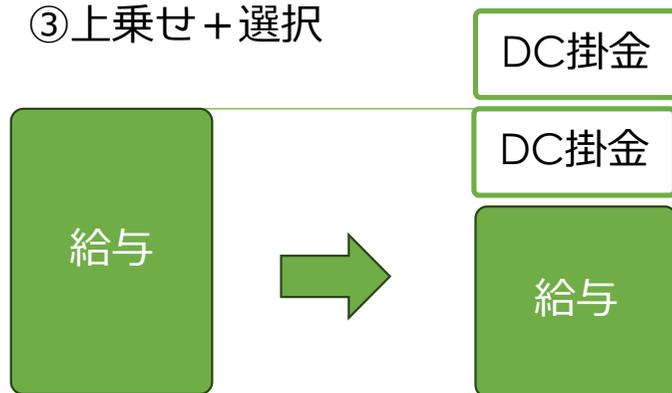
① 選択制



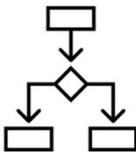
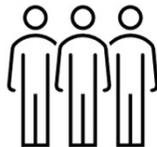
② 上乘せ型



③ 上乘せ+選択



# 導入までの流れ

<p>1 制度設計</p>	<p>会社の年金・退職金の制度設計を行います。従業員の皆さんと全員、または個別に話し、制度について理解をして頂きます。</p>	
<p>2 制度申請</p>	<p>厚生局に申請する書類を作成します。会社の就業規則も併せて改定が必要になる場合が多いので、改訂します。</p>	
<p>3 制度開始</p>	<p>すべての準備が整ったら、会社として運用を開始します。開始までに規則関係の整備や従業員に対しての教育を完了します。</p>	
<p>4 従業員運用開始</p>	<p>WEB上での運用を開始し、加入者一人ずつ1つのページが付与されるので、加入者自身で商品を選択し運用します。</p>	

初期費用	■ 運営管理手数料・資産管理手数料		
	導入一時金 *1	<b>110,000 円</b> (1 事業所あたり)	制度導入時の地方厚生局への申請書類の作成、申請代行費用を含みます。
	口座開設手数料	<b>3,300 円</b> (加入者 1 名あたり)	掛金を拠出する方のみ課金されます。
	資産管理契約取扱手数料	<b>22,000 円</b> (1 事業所あたり)	資産管理契約を締結するにあたり取扱手数料が課金されます。(厚生年金被保険者 50 名未満の場合)
	■ その他費用 (年金規約の作成、整備をサポート)		
導入サポート費用	<b>22,000円</b>	当費用は、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言サービスとして 運営管理手数料とは別に事前にお振込みいただきます。	

経常費用  
(月額)

■ 運営管理手数料

事業主手数料 *1	<b>5,500 円</b> (1 事業所あたり)	事業所単位のミニマムチャージとなります。
加入者手数料	<b>330 円</b> (加入者 1 名あたり)	掛金を拠出する方のみ課金されます。

■ 資産管理手数料 \*2

事業所全体の年金資産の月末平均残高に応じて、資産管理機関の定める手数料がかかります。  
 (プラン 全体の資産が 5 億円以下の場合 0.110%。資産残高の増加で逓減します。料率は右記の資産残高区分ごとの数値をご覧ください。)  
 当手数料に加え当プランに参加する企業の脱退、倒産等に備えて 1 年分の資産管理手数料相当額を「資産管理手数料預託金」(無利息)としてお預かりします。脱退時に精算し、余剰があれば返金します。

資産残高区分	料率 (年率)
5 億円以下の部分	0.110%
5 億円超 10 億円以下の部分	0.099%
10 億円超 20 億円以下の部分	0.088%
20 億円超 50 億円以下の部分	0.077%
50 億円超 100 億円以下の部分	0.066%
100 億円超の部分	0.055%

その他 費用	移換手数料	4,400 円 (1 名 1 回あたり)	加入者が退職した際、他制度への資産移換や脱退一時金に係る費用としてご負担いただきます。
	還付手数料 拋出 停止作業費	1,100 円 (1 名あたり) 5,500 円～ (1 回あたり)	<p>還付手数料：退職等の届け出が遅れたために掛金が拋出され運用商品を購入してしまった時に会社に返金する組戻手数料です。</p> <p>拋出停止作業費：掛金の拋出を停止する際に必要となる作業のための費用です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・還付手数料および拋出停止作業費は SBI ベネフィット・システムズにお支払いいただきます。</li> <li>・拋出停止費用は作業の実費に応じて手続き 1 回あたり 5,500 円よりご負担いただきます。</li> </ul>
	変更申請等代行 費用 制度保全事務費	5,500 円～ 22,000 円 (変更手続き 1 回あたり)	制度導入後の規約等の変更（脱退や加入者範囲変更等）に係る厚生局への変更申請代行 費用もしくは関連諸規程の変更における制度保全事務費につき、その変更内容に応じて 手続き 1 回あたり左記費用をご負担いただきます。

【参考】1年間にご負担いただく運営管理手数料の目安について  
 (基礎数値) 加入者数 10名/月の平均掛金額 10,000円

初年度費用 (概算)
<b>307,560 円</b> (①+②+③+④+⑤+⑥)

次年度以降の費用 (概算)
<b>109,560 円</b> (④+⑤+⑥)

費用内訳 (年間)	
初期費用	経常費用
①導入一時金 132,000 円	運営管理 手数料 ④事業主手数料 66,000 円 5,500 円×12ヶ月 ⑤加入者手数料 39,600 円 330 円×10名×12ヶ月 ⑥収納代行手数料 3,960 円 330 円×12ヶ月 資産管理手数料 605 円 1年目の概算数値です。
②資産管理契約取 扱手数料 33,000 円	
③口座開設手数料 33,000 円 3,300 円×10名	その他手 数料